

入札の心得

安房郡市広域市町村圏事務組合における入札は、安房郡市広域市町村圏事務組合財務規則等の定めるところにより執行しますが、特に次の事項に留意の上、入札を行ってください。

(令和4年6月1日施行)

1 入札の参加について

- 1 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、安房郡市広域市町村圏事務組合様式（以下、「安房広域様式」という。）による委任状を持参させなければならない。
- 2 入札参加者又はその代理人は、入札の前に安房広域様式による誓約書を提出しなければならない。
- 3 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 4 入札書は安房広域様式により作成し、入札者の氏名を表記した封筒に入れて、入札しなければならない。
- 5 入札日時までに入札会場に参集しない者は、入札に参加することができない。
- 6 入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に関係のある職員並びに立会い職員以外の者は入場することができない。
- 7 入札参加者又はその代理人は、入札執行中は病気など特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。ただし、退場後の場合の再入場は認められないので、退場以後は辞退として扱う。
- 8 入札参加者又はその代理人は、入札会場において携帯電話等の通信機器を使用することは禁止する。また、入札会場内での私語は厳に慎むこと。
- 9 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (2) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- 10 入札参加者又はその代理人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (1) 入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - (2) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 11 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札参加の辞退について

- 1 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（安房広域様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

3 落札者の決定について

- 1 工事又は製造の請負に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 委託業務、物品の買入れ等に係る入札においては、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

4 再度入札について

- 1 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- 2 再度入札の回数は、原則として公告書又は通知書に示した回数までとする。
- 3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。
- 4 入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

5 異議の申立てについて

入札参加者又はその代理人は、入札後に仕様書、図面、契約条件及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。